

個人情報漏えい補償制度 ご加入のご案内

業務過誤賠償責任保険普通保険約款、個人情報漏えい特約、危機管理コンサルテイング費用特約、
危機管理実行費用特約、PTA特約など

桜花の候、ますます清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より横浜市PTA連絡協議会の諸事業へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市P連では、PTA活動における個人情報漏えいリスクに備える補償制度を開始することになりました。

個人情報保護法の改正（平成29年5月施行）までは5000人以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外でしたが、現在はすべての事業者に個人情報保護法が適用されており、私たちPTAもその対象となっております。

「個人情報を適切に取り扱う」ことが大原則ですが、万が一の事態に備えることにより、皆さまが安心してPTA活動に携わることができると考えております。

横浜市P連が団体契約することにより、掛金も安価に抑えることができましたので、安心を支える一助としてご案内いたします。

横浜市PTA連絡協議会
会長 秋好 直樹

制度の特長

- **危機管理コンサルテイングのご案内**
個人情報漏えいが発生した際の、被害者・マスコミ・行政などへの対応について、コンサルテイングをご案内いたします。万一、漏えい事故が発生した場合に適切な初期対応を行うことで賠償リスクを軽減します。
- **児童・生徒数のご申告で加入可能なご簡単な手続き**
児童・生徒数をご申告いただき、3つの区分の保険料から簡単にご加入が可能です。また、申告書等の提出も不要でお手続きが簡単です。
- **充実した補償に低廉な掛金**
保険金額（支払限度額）は3,000万円および5,000万円の2つのプランをご用意、掛金（保険料）は1万円台と低廉です。
- **補償の対象者を幅広くカバー**
単位PTAの代表者、会長に加えて、書記、会計、委員長、委員（相続人を含む）など幅広く補償の対象とします。

募集締切日

2020年5月29日(金)まで

保険期間

2020年7月1日午後4時～

2021年7月1日午後4時